

## 新型コロナウイルス感染者発生時の会社の対応流れ

2020/3/20 作成

新型コロナウイルスになる方が増え、社員が感染する可能性が高くなってきました。感染拡大を防ぐために、会社が、「患者クラスター（集団）」とならないために、どのように行動したらよいかを検討しておくことで、適切な対応をすることができます。

日本渡航医学会 産業保健委員会、日本産業衛生学会 海外勤務健康管理研究会発表の「新型コロナウイルス情報—企業と個人に求められる対策」では、「感染者や濃厚接触者が発生した場合には、保健所もしくは医療機関の指示に従うことが原則であるが、流行が拡大し保健所や医療機関からの具体的な指示が得られにくい状況が生じる可能性がある。その様な事態に備えて会社が独自に対応手順を予め定めておくこと。」が推奨されています。<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19info0302koukai.pdf>

下記のような状況になった場合でも事業の継続ができるよう、席の移動や、食事時間が重ならない、時差出勤、在宅勤務などを検討して事前に対応しておくことが必要です。産業医、産業保健職がない中小企業向けに参考にいただけるように、一例を作成しましたので、事前準備としてご活用いただければ幸いです。

企業として、事前に考えておくこととしては、以下の3つかが考えられます。

1. 社員が感染者となった場合
2. 社員が濃厚接触者となった場合
3. 社員の家族が濃厚接触者となった場合

### 言葉の定義

- 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
  - 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
  - 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
  - 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。
- 「患者クラスター（集団）」とは、連続的に集団発生を起し（感染連鎖の継続）、大規模な集団発生（メガクラスター）につながりかねないと考えられる患者集団を指す。これまで国内では、全ての感染者が2次感染者を生み出しているわけではなく、全患者

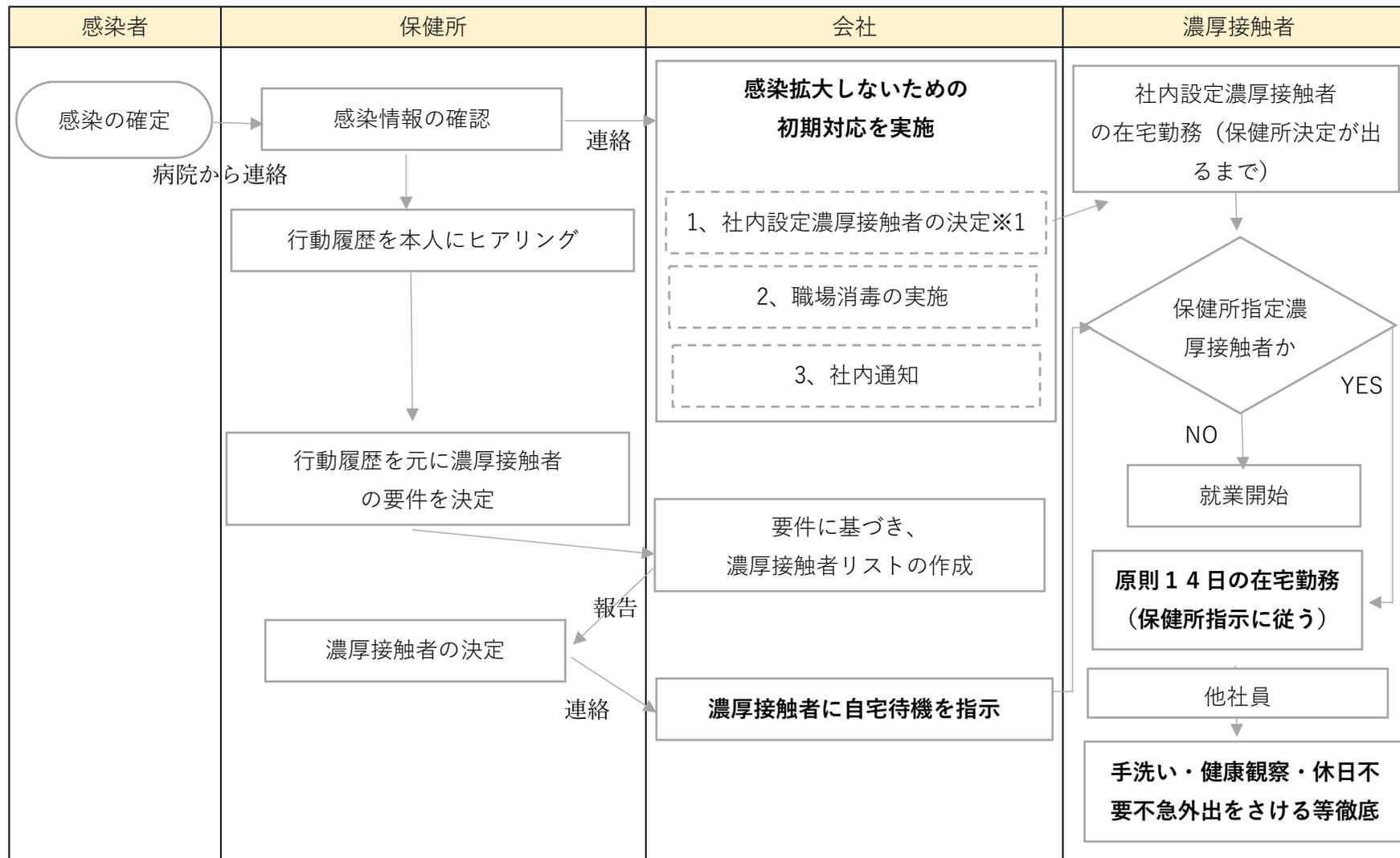
の約 10-20%が 2 次感染者の発生に寄与しているとの知見より、この集団の迅速な検出、的確な対応が感染拡大防止の上で鍵となる。



新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（2020 年 3 月 12 日暫定版）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200312.pdf>

I. 社員が感染した場合の会社対応流れ



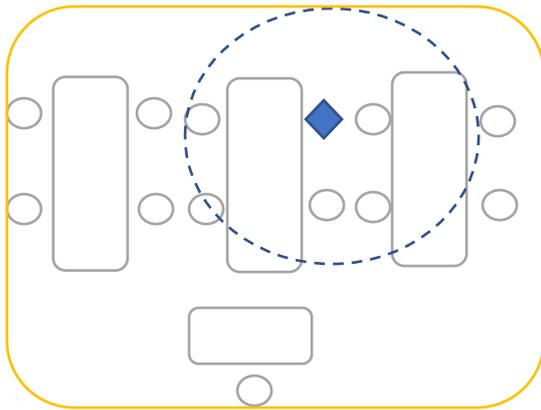
## ※1：社内設定濃厚接触者

保健所濃厚接触者の確定前に、感染拡大防止のための対応をするために設定対象者に対し、在宅勤務を指示する

事前に社内設定濃厚接触者範囲を、組織・部署ごとに具体的に決める。

一例

1、事務所の場合：感染者の島および前後左右隣接する席のもの（日常の仕事のコミュニケーションを検討して検討）



青破線=半径2メートル

黄色実線=社内設定濃厚接触者（感染防止として社内設定濃厚設定者は厳しく設定）

## 2、食堂・食事

- ・ 食堂場が別にある場合は、前後左右隣接するテーブルに着席した者
- ・ 発症者とともに食堂を利用した集団
- ・ 発症者の周囲に着座した周囲の人

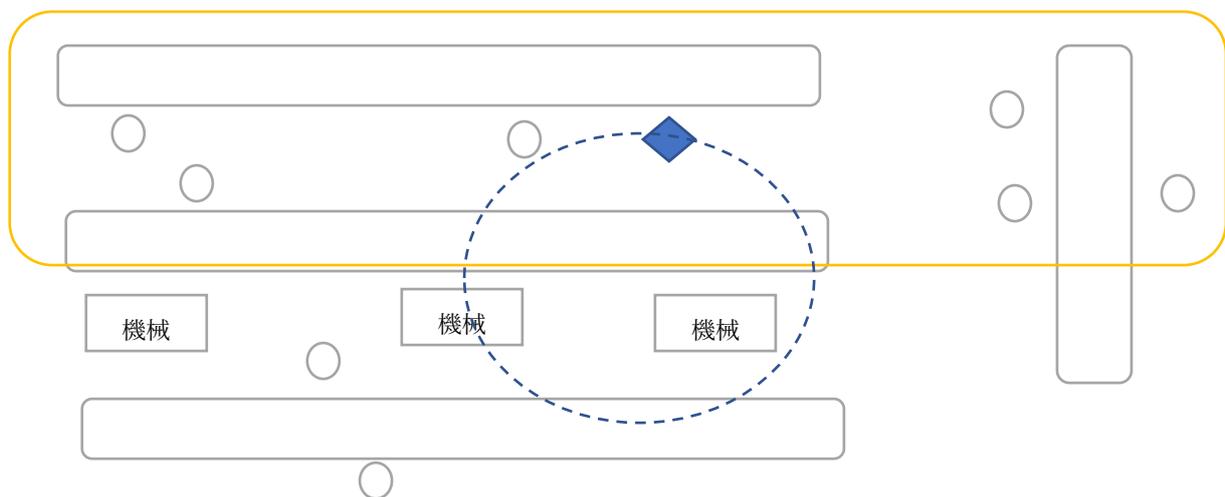
## 3、会議の場合

- ・ 会議室の出席者全員社内規定濃厚接触者とする
- ・ 途中入室退出を問わない
- ・ 呼び出しなど一時入室した者は除外

☆議事録には着席場所、会議時間を記録しておくようにする

#### 4、工場など製造ライン

- ・ ライン内の作業者が感染者となった場合、ラインにいるものをすべて社内設定濃厚接触者とする
- ・ シフト勤務など感染確定日に勤務をしていないものも含めそのラインを担当する物をすべて濃厚接触者とする
- ・ その他、その日にライン内に入った担当者はすべて社内設定濃厚接触者とする



#### 5、運転業務の場合

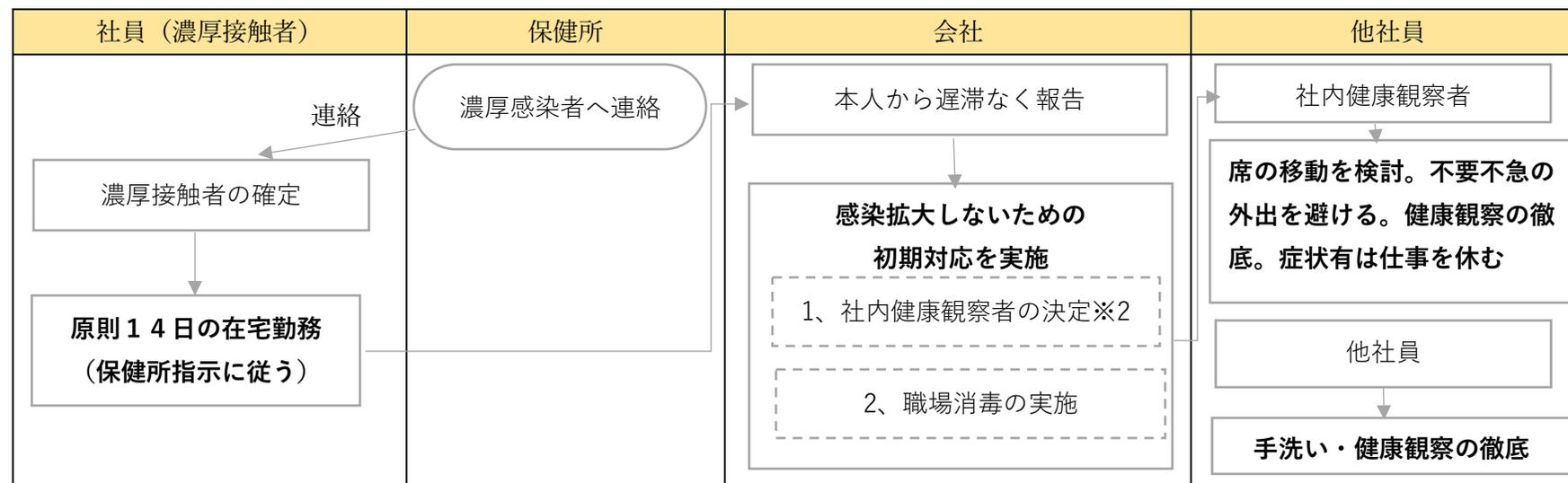
- ・ 同乗者、朝の点呼（対面）、帰社時、休憩所などでの接触者を把握
- ・ 社外で接触のあった場合、社外への連絡を遅滞なく行う

社員が感染した場合「新型コロナウイルス情報—企業と個人に求められる対策」抜粋

- ・ 社員の感染が確認された場合、保健所や医療機関の指示に従い、一定期間の入院治療を行う
- ・ 当該社員の自宅待機期間は保健所や医療機関の指示にしたがう。
- ・ 社員に対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や自社の就業規則等に基づいた対応を行うこと。
- ・ 回復してからもウイルスを排出するという報告があるため、飛沫感染を予防するためにマスクの着用を義務付け、体調を確認しながら復帰させること。
- ・ PCR 検査は限界があり偽陰性（陽性なのに陰性と判断すること）が発生することは否定できない。そのため PCR 検査の結果を絶対的な基準としてはいけない。

- ・ 復帰する社員が医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求めたり、会社が復帰する社員に「陰性証明や治癒証明」の提出を指示してはいけない。診療に過剰な負担がかかり、医療機能が低下することを避けなければならない。
- ・ 職場に復帰させるタイミングの目安は、各種薬剤の内服のない状態で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感などが消失してから 48 時間以降が望ましい。(症状が消失した日を 0 日として、3 日目からの復帰)

II. 社員が濃厚接触者となった場合



※2：社内健康観察者の設定

社員が濃厚接触者に認定された場合、社内で接触のあった者を社内健康観察者と設定し、感染の拡大を防止する。

社内健康観察者は、国立感染症研究所作成の、新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領に基づき、濃厚接触者範囲とする。

- ☒ 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
  - 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
  - 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
  - その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）。

社員が濃厚接触者となった場合：「新型コロナウイルス情報—企業と個人に求められる対策」抜粋

- ・ 社員が濃厚接触者となった場合は、保健所の指示に従い感染防止の措置を講じること。
- ・ 保健所に指示に加えて、会社が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や自社の就業規則等に基づいた対応を行うこと。濃厚接触者の例を下記に示した。

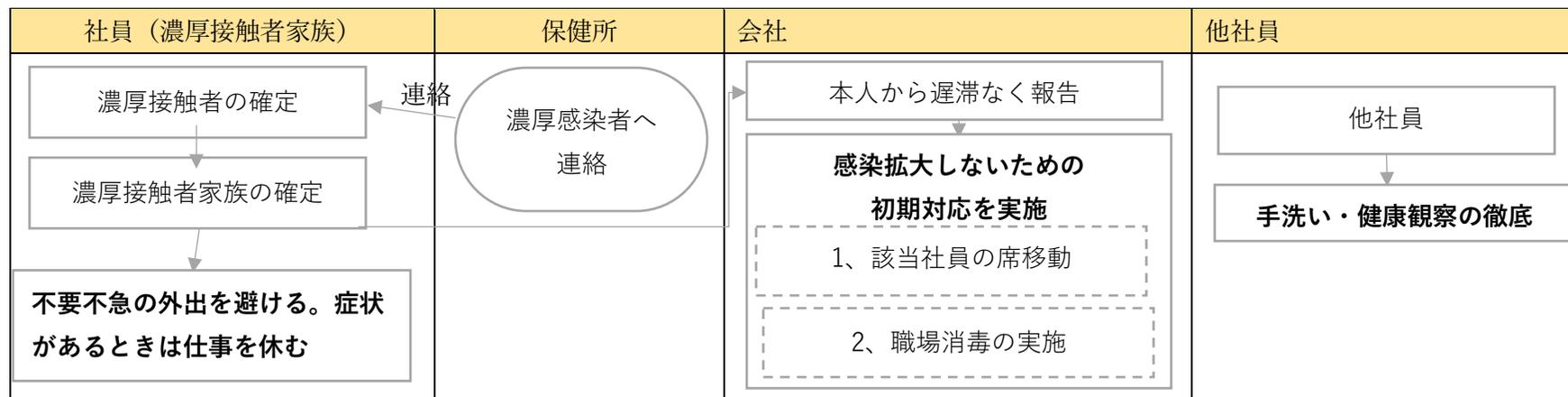
濃厚接触者の例

【1】 社員 A は 2/7 より発熱を認め 2/10 に新型コロナウイルス感染症と診断された。

社員 B は 2/8 に社員 A と二人きりで 1 時間の打ち合わせを行った。その際の両者の距離は 1.5m 程度であった。この場合は社員 B を濃厚接触者とする。

【2】 社員 C は 2/15 勤務中に具合が悪くなり、社員 D に付き添われて同日夕方に医療機関を受診した。翌日 2/16 に検査結果が出て、新型コロナウイルス感染症と診断され入院となった。付き添いの際に社員 D はマスクを着用していなかった。この場合は社員 D を濃厚接触者とする。

## III. 家族が濃厚接触者になった場合



参考：ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>